

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として人口減少と少子高齢化が進行しており、担い手不足により耕作放棄地の増加、森林管理の放置による森林の荒廃など、生活・生産基盤の弱体化が進み、このままでは将来にわたる持続可能な地域づくりが困難であり、多くの集落が消滅の危機に瀕する状況にある。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、癒しの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止など多大な貢献をしている。過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

本市の過疎地域においても、淀川水系の最北端の源流地域であり、京阪神地域を含め1,400万人の生活を支える重要な水源地域であることから、国により昭和47年に「丹生ダム」建設が計画され、建設準備が進められたが国策の変更により平成28年に「丹生ダム」建設中止が決定された。この間、国による期待された地域振興や必要な社会資本の整備が十分に行われず、過疎化が深刻化している状況にある。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き過疎地域に対する生活環境の整備や産業の振興を図り、住民の暮らしを支えていくことが特に重要である。

また、過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的かつ積極的な過疎対策を充実強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年（2019年）11月25日

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
農林水産大臣
国土交通大臣 宛

滋賀県長浜市議会議長